

少額調達案件見積依頼

(オープンカウンター方式)

- 1 件名
警報装置周辺除草
- 2 数量
仕様書のとおり
- 3 工事範囲
仕様書のとおり
- 4 履行場所
仕様書のとおり
- 5 履行期限
仕様書のとおり
- 6 その他
 - (1) 請負業者は仕様等に疑義がある場合には、皇宮警察本部支出負担行為担当官（以下「担当官」という。）に説明を求めるものとし、見積書等提出後、仕様の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (2) 契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成すること。（契約金額によっては作成を省略する場合がある。）
 - (3) 上記のほか、詳細については、担当官の打ち合わせによること。
- 7 参考見積書提出期限
令和8年5月21日（木）17時15分
- 8 見積書提出期限
令和8年5月28日（木）17時15分
- 9 連絡先
〒100-0001
東京都千代田区千代田1番3号
皇宮警察本部会計課 装備第2係
電話番号（代表）03-3231-3115（内線）2254
メール kigh1405@npa.go.jp
FAX 03-3212-4996

仕 様 書

皇宮警察本部警備第二課

件 名 警報装置周辺除草
履 行 場 所 東京都千代田区千代田 1 - 1 皇居内
履 行 期 限 令和 8 年 12 月 25 日

業 務 概 要

本業務は、皇居西地区内の皇宮警察本部が指定する場所の除草作業を実施するものである。

一 般 共 通 事 項

別紙のとおりとし、別紙中「施工」とある部分は「作業」と読み替えるものとする。(他の別紙も同様とする。)

工 事 範 囲

別図のとおり。

工 事 時 期

契約終了後～令和 8 年 10 月末のうち皇宮警察本部と調整した期間

※いずれも工事時間は午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までの間の時間で適宜決定するものとする。

整 備 方 法

宮内庁管理部庭園課の「庭園工事標準仕様書（平成 14 年 4 月）」による。(第 3 章 園地管理)

なお、作業要領については別図（作業要領）等を参照すること。

実 施 記 録

各施工内容ごとに記録写真を撮影し、業務完了後に提出すること。

記録写真の撮影には、同一の位置、方向からの作業前、中、後の状況を撮影すること。

数 量 表

機械刈・手刈（集草なし）

第一工区 225m × 2m = 450m² × 2 回

第二工区 309m × 2m = 618m² × 2 回

第三工区 225m × 2m = 450m² × 2 回

第四工区 166m × 2m = 332m² × 2 回

第五工区 80m × 2m = 160m² × 2 回

※各区間 1 回目と 2 回目の間は、原則 90 日以上間隔をあけることとするが、上記期間では実施出来ない場合、協議の上決定する。

<p>作業上の留意事項</p>	<p>(1) 石垣の降下等高所作業及び法面での作業については、労働安全衛生法など関係法令に従った安全対策を講じること。</p> <p>(2) 本除草範囲は当本部設置の警報装置の直近であり、作業開始及び終了時には勤務員により警報装置の撤去及び設置作業があるため必ず指定された連絡先への連絡を必要とする。</p> <p>なお、作業員全員が本作業場所から離れる場合も同様の対応とする。</p> <p>作業時は、作業開始時に立ち会いを実施した勤務員の指示に従うとともに、警報装置に万が一、除草機械等が接触などした場合は必ず指定された連絡先に連絡をすること。また作業終了後、警報装置設置時に警報装置に不具合等があった場合はそれが解消されるまでは作業を終了できない。</p>
<p>その他</p>	<p>本仕様に定めが無い事項は、協議の上、決定する。</p>

一 般 共 通 事 項

1 遵守事項

- (1) 工事施工に当たっては、皇宮警察本部及び宮内庁の業務等に支障を生じないように十分注意し、そのおそれがあるときは、係官の指示を受けること。
- (2) 工事施工、現場管理に当たっては、本仕様書、関係法令等に定めのあるものは、これに基づいて遺漏なく施工し、また、工事中の障害、火災・盗難等についても十分注意を払うこと。
- (3) 工事施工に当たっては、既存物、樹木その他各種設備及び機材等に損害を与えないよう十分に注意して施工し、万一損傷した場合は速やかに係官に申し出、係官の指示に従い請負者が同一資材を持って速やかに補修し、復旧弁償の責任を負うこと。
- (4) 工事作業時間は、原則として官庁執務時間に準ずること。なお、当該時間外に就業する場合は事前に係官の承認を得ること。
- (5) 仕様書に明記しない事項でも、その性質上当然本工事の範囲に含まれるものは、係官の指示により請負者の負担により実施すること。
- (6) 工事施工に当たり、特に指示する工程については、必ず係官の立会いを求めなければならない。
- (7) 別工事との競合については、係官の指示に従い、当該関係者と協力して工事の進捗を図ること。
- (8) 請負者は、施工に当たり就業者の監督を十分に行い、作業地区以外の場所への立入り、指定場所以外での喫煙のないように注意すること。
- (9) 出入時には、原則として運転免許証により本人の確認を行うので、運転免許証を携行させること。
運転免許証を取得していない者については、請負者において就業者証を交付して携行させること。
就業者証には、顔写真を貼付し偽造防止等が図られた仕様とする。なお、写真付社員証等をもって代証とすることができる。
- (10) 本工事に当たり知り得た情報は、請負者自らが作成したものを含め、情報保護の最善の措置を執ることとし、特に関連資料を社外等へ持ち出す場合は十分留意すること。

(仕様書、完成図書、名簿等のみならず連絡用文書も同等とする)

2 工事担当責任者

請負者は、工事施工に先立ち工事責任者を定め、工事施工中は、常に現場

へ派遣し、係官と連絡及び工事全般の責に当たらせること。

3 疑義及び変更

本仕様書の解釈及び工事施工中に疑義を生じた場合又は、工事施工上支障を生じた場合等における設計及び工事方法の変更は、速やかに係官に連絡し、承認を得て行うこと。

4 責任施工

工事施工に当たっては、全て仕様書及び設計図に示された設備機能を完全に充足させる様、施工完成すること。仕様書及び設計図の補足的事項は、明記のない場合でも係官の指示により誠実に施工調整すること。

5 資 材

(1) 本工事に使用する資材は、仮設材料以外は全て新品とし、JISの制定されているものは適合品、特に指定するものは、現品を提示して係官の検査を受け合格したものを使用する。

(2) 特に本工事のため製作する機器については、仕様書の記載により製作し承認を受けること。

6 機器の取付

機器及び器具の取付位置は、仕様書による。その詳細については現場において係官が指示する。なお設計変更の場合は、その他の機器との取り合いを十分考慮する。

7 官公署その他への手続き

施工区域が皇居及び赤坂御用地以外の場合において、工事施工に必要な官公署その他（宮内庁を除く）への手続きについては、当本部の代理として請負者が行うこととし、諸手続に要す費用についても全て請負者の負担とする。

8 跡片付け

工事施工の為、既存物を取り外し、また、取り壊した場合、仮設物並びに工事施工業者に伴う廃材等は、施工後速やかに復旧整理すること。

9 竣 工

工事完了に際しては、係官立会いの上、各設備の機能その他検査及び試験を施工し、良好たるを検査合格する事をもって竣工とする。

中により立入禁止」等の看板を掲示する。

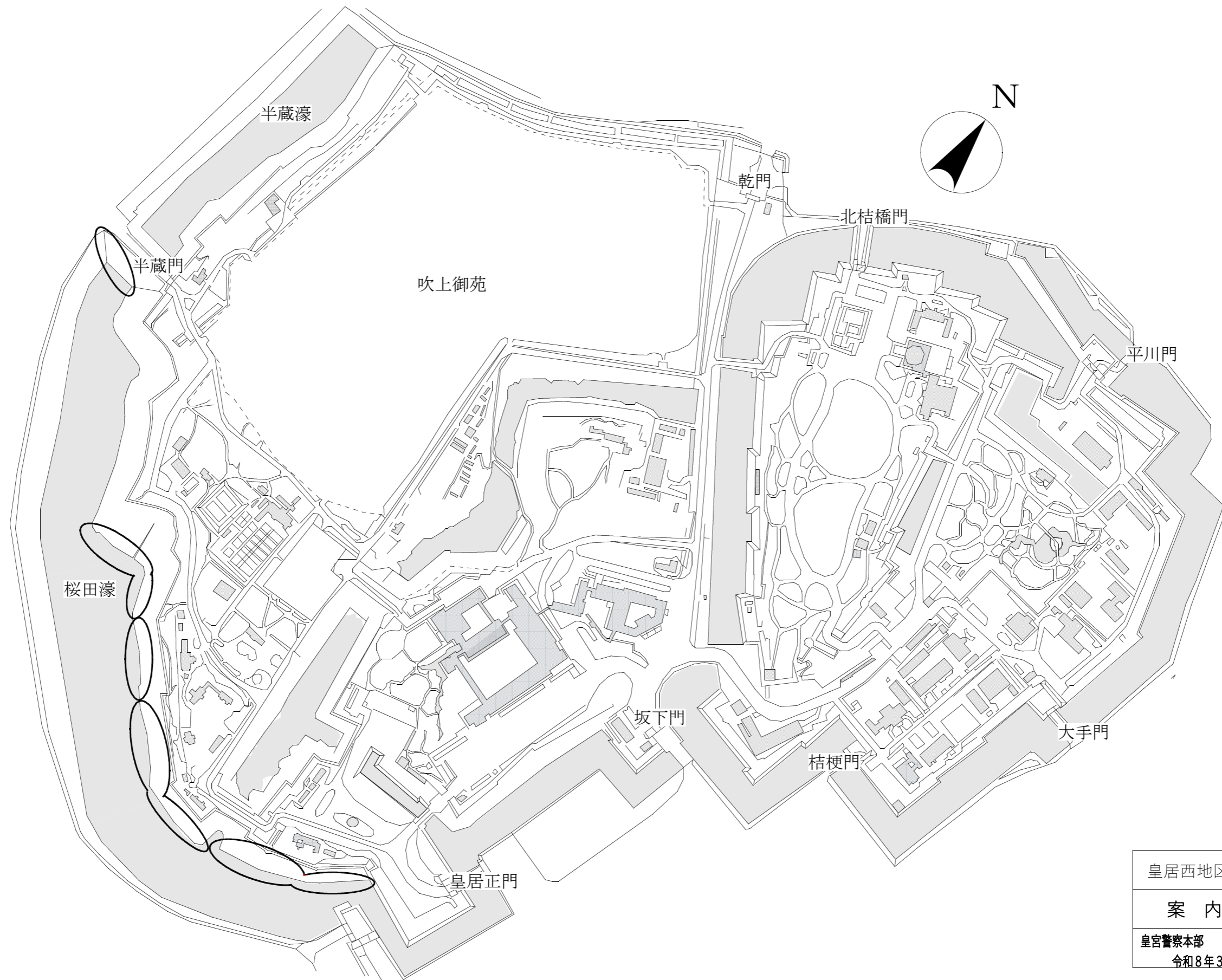
第2節 芝地・草地等管理

3. 2. 1 芝刈

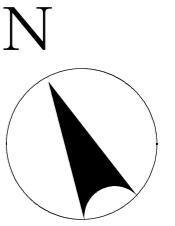
1. 芝刈は、工期内に指定回数実施するものとし、その都度監督職員に確認し、指示する時期に実施する。
2. 芝刈は、通常、機械刈とするが、主にリール式芝刈機（現場の状況によりロータリー式を使用する場合がある。）を使用し、樹木・灌木周り、周縁部、急斜面等リール式芝刈機等が使用できない場合は、肩掛式の機械を使用する。又、監督職員の指示する建物・植物の周辺等は、手鎌を用いるなど特に注意して刈り取る。
3. 芝生地内にある樹木・株物・施設物等を損傷しないよう十分注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。なお、刈高は監督職員と協議し、指示する高さとする。
4. 園路・樹木周りの芝縁切りも行い、匍匐茎等を切り取る。
5. 刈り取った芝は、速やかに監督職員の指示する場所に運搬集積する。なお、刈跡はきれいに清掃する。

3. 2. 2 草刈・笹草刈

1. 草刈・笹草刈は、工期内に指定回数実施するものとし、その都度監督職員に確認し、指示する時期に実施する。
2. 草刈・笹草刈には、機械刈（ロータリー式・肩掛式）、手鎌刈があるが、それぞれ



皇居西地区除草他作業			No
案内図		SCALE	1
皇宮警察本部 令和8年3月			作図 阿部



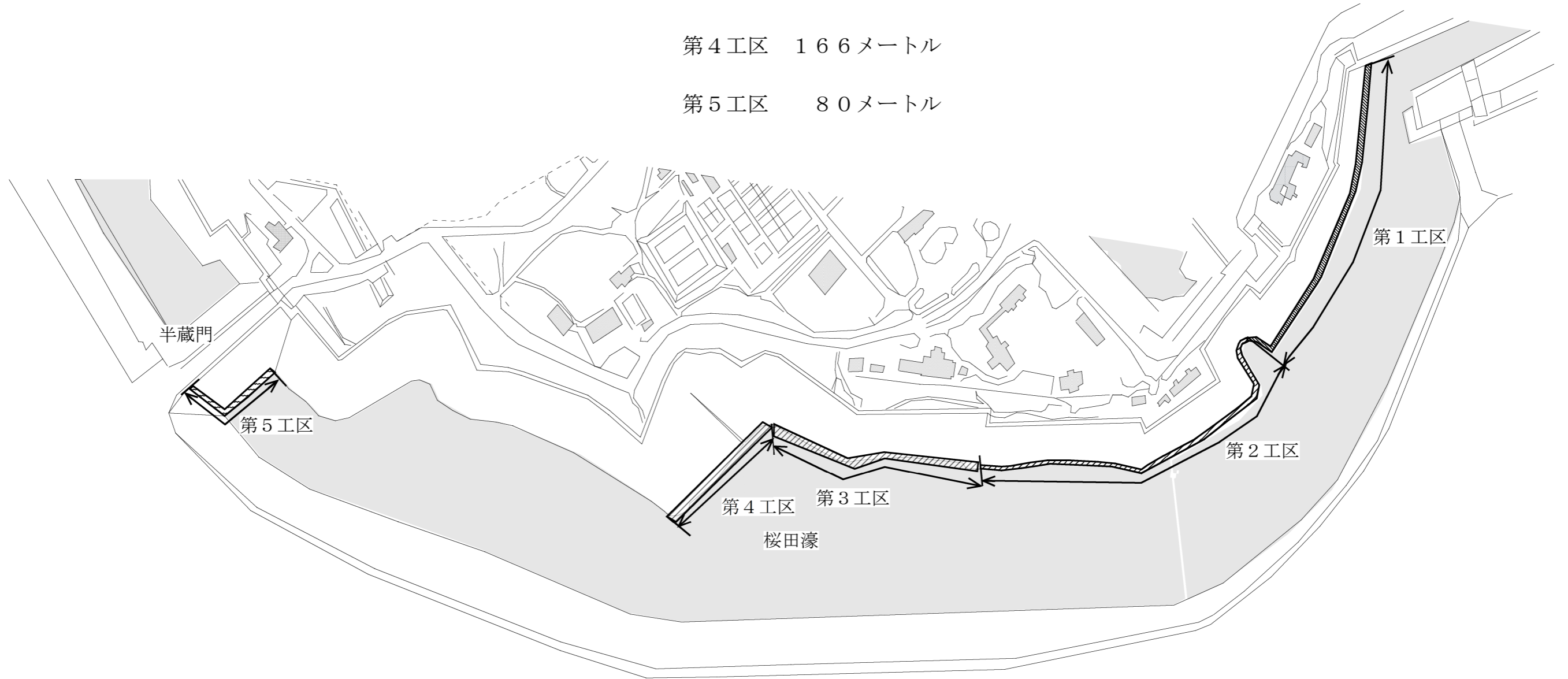
第1工区 225メートル

第2工区 309メートル

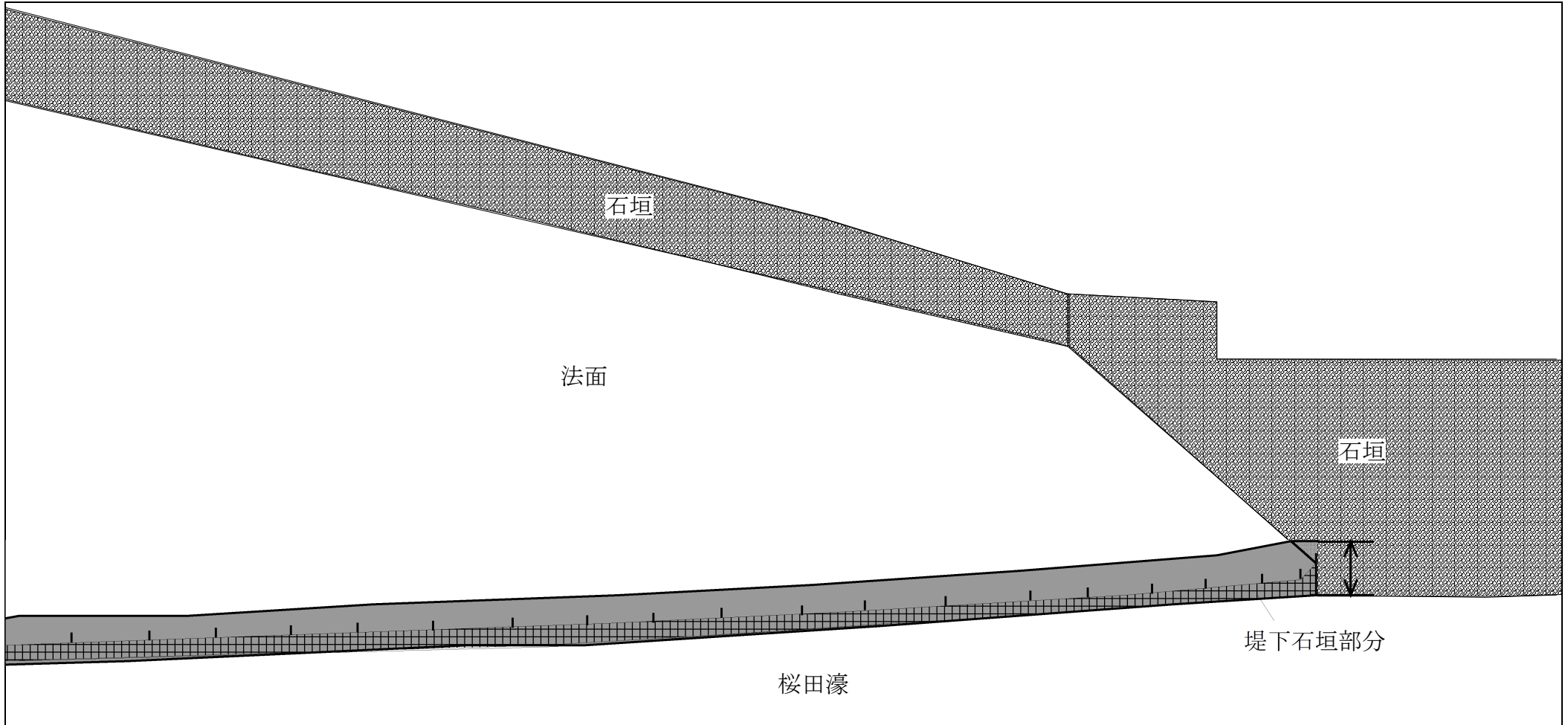
第3工区 225メートル

第4工区 166メートル

第5工区 80メートル

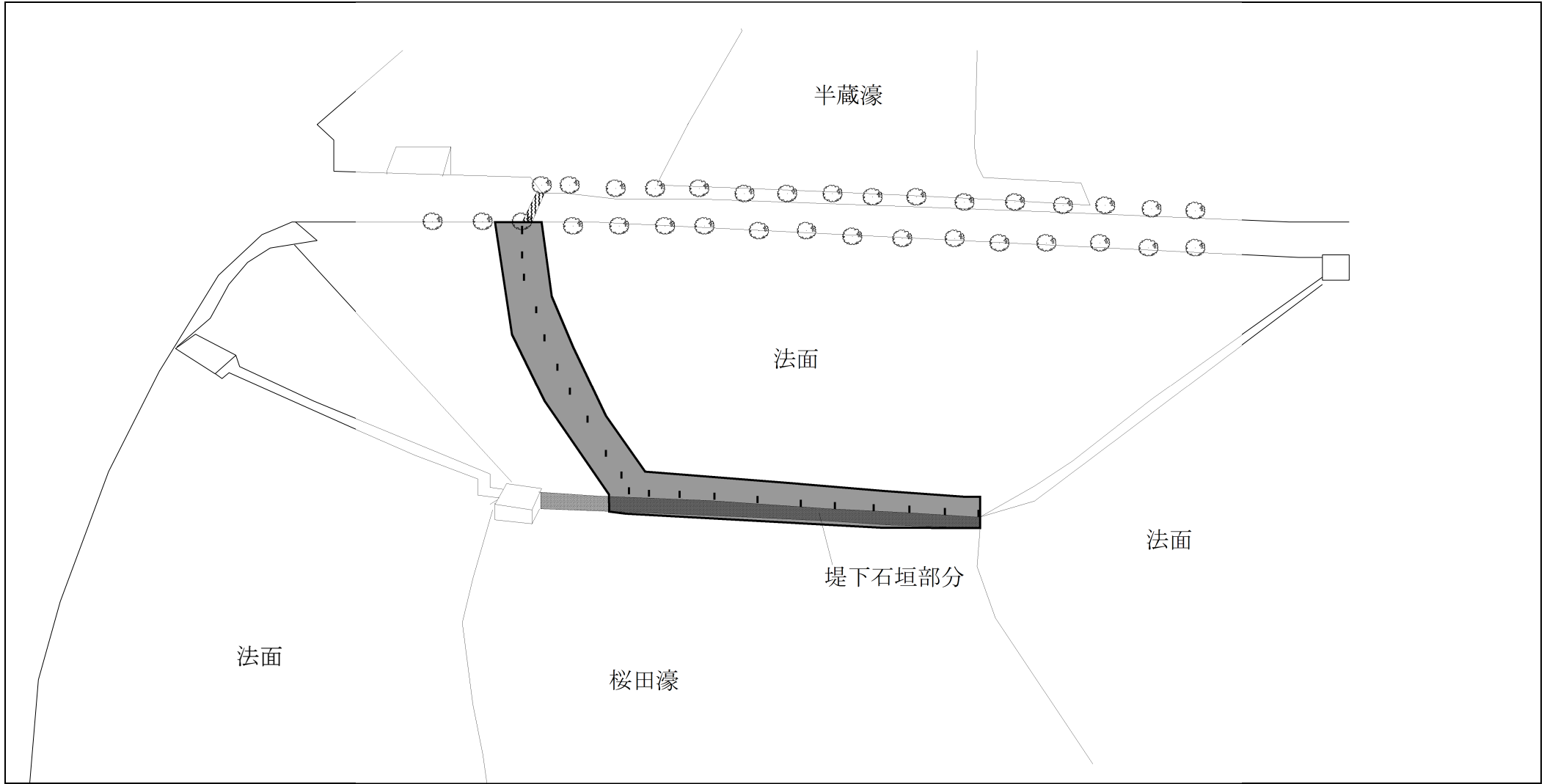


皇居西地区除草他作業		No
工区図	SCALE	2
皇宮警察本部 令和8年3月		作図 阿部



~除草範囲(第1工区~第4工区)
 (堤下石垣部分の除草は堤下石垣上部から除草可能な範囲とし、
 法面の除草の幅は堤下石垣からおおよそ2メートルの範囲とする。)

皇居西地区除草他作業		No
作業要領	SCALE	3
皇宮警察本部 令和8年3月		作図 阿部



～除草範囲（第5工区）
 （堤下石垣部分の除草は堤下石垣上部から除草可能な範囲とし、
 堤下石垣上部除草の幅は、石垣からおおよそ2メートルの範囲、
 法面の除草の幅は警報機支柱を挟んでおおよそ2メートルの範囲とする。）

皇居西地区除草他作業			No
作業要領	SCALE		4
皇宮警察本部 令和8年3月			作図 阿部